

レポート課題の概要と趣旨

1. 債権の目的と目的物の区別の混同が訂正された箇所の検討
2. 民法の条文が訂正された理由の検討
3. 物権の目的と目的物の区別の混同の放置とその理由の検討
4. 目的と目的物の区別の混同の解決策の検討

2015/4/21



Lecture on Obligation 2015



18

レポート課題の内容

- 債権の「目的」と「目的物」の違いに関して、以下の項目についてレポート(A4版で4頁以内)を作成し、第8回目の講義(5月26日)までに提出すること。なお、レポート課題の講評は12回目の講義(6月23日)で行う。
- 1. 民法399条～422条までの範囲で、現代語化以前の民法の規定(旧条文)と現代語化された民法の規定(現行条文)とを対比してみると、**旧条文が「債権の目的」と「債権の目的物」とを間違えて規定していた箇所**がある。その間違いの箇所をすべて指摘し、現代語化に際して、**どのように改正されたのか**、対照表を作成して明らかにしなさい。
- 2. 旧条文が、「目的物」を誤って「目的」としていた箇所について、「目的物」と修正せずに、現行条文が、**あえて、「目的」を維持しながら、誤りを訂正した箇所**がある。その理由は何か。
- 3. 物権については、目的と目的物の区別について改正がなされていない。例えば、**民法343条(質権の目的)の質権の「目的」と、民法344条(質権の設定)の「目的物」とは、同じものを示しているはずである。**それにもかかわらず、民法の起草者が、**あえて、両者を「目的」と「目的物」とに区別した理由**は何か。民法362条(権利質の目的等)の「目的」が何かを検討することを通じて、**考察**しなさい。
- 4. 債権や物権の「目的」と「目的物」との違いについて、**どうすれば問題が解決されるのか。**自らの見解(私見)をIRACで簡潔に表現しなさい。

2015/4/21



Lecture on Obligation 2015



19